

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日とする)

目次

- ◇ 告示 字の区域の変更等
- 生活保護法による医療機関の指定
- 生活保護法による指定医療機関の廃止
- 国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの
- 土地改良法による換地処分
- 解除予定の保安林(三件)
- ◇ 公告 危険物取扱者試験の実施

告示

鳥取県告示第三百八十三号
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による溝口町上野地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十五年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	上の区域(昭和五十三年三月十日現在の地番による。)
上野字日垣屋敷	同上の区域(昭和五十三年三月十日現在の地番による。)
上野字日垣屋敷のうち二三四の一部以外の区域	上野字日垣屋敷のうち二三四の一部以外の区域
上野字椎木	上野字日垣屋敷二三四の一部、上野字椎木の全域並びに上野字内山四六三の一部並びに四六三、四六四の一、四六四の三及び四七二と一体をなす国有地の一部
上野字内山	上野字内山のうち四六三の一部、四六七の一から四六七の三まで、四六八の一から四六八の四まで、四六九、四七〇、四七一の一及び四七一の二並びに四六三、四六四の一、四六四の三、四六五、四六六、四六七の一、四六七の二、四六八の二、四六八の三、四七一の二及び四七二と一体をなす国有地の一部以外の区域
上野字エゴ田	上野字エゴ田のうち四八七から四九二まで、四九三の一、四九三の二、四九三の三、四九四から四九六まで、四九七の一、四九七の二、四九九、五〇〇の一、五〇〇の二、五〇一の一、五〇一の二、五〇二の一、五〇二の二、五〇三、五〇四、五〇五の一、五〇五の二、五〇六から五〇九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

上野字堀	<p>上野字内山 四六七の一から四六七の三まで、四六八の一から四六八の四まで、四六九、四七〇、四七一の一、四七一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四六五、四六六、四六七の二、四六八の三、四七一の二及び四七二と一体をなす国有地の一部、上野字エゴ田四八七から四九二まで、四九三の一から四九三の三まで、四九四から四九六まで、四九七の一、四九七の二、四九九、五〇〇の一、五〇〇の二、五〇一の一、五〇一の二、五〇二の一、五〇二の二、五〇三、五〇四、五〇五の一、五〇五の二、五〇六から五〇九まで及びこれらと一体をなす国有地、上野字堀のうち五一九の一及び五一九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに上野字鳥越五八二、五八三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
上野字竹原ノ式	<p>上野字竹原ノ式 五二五の一から五二五の四まで、五二六、五二七、五二八の一、五二八の二、五二九、五三〇の一から五三〇の三まで、五三一の一、五三一の二、五三一及びこれらと一体をなす国有地</p>
上野字竹原ノ巻	<p>上野字竹原ノ巻のうち五三八の三から五三八の一二まで及び五三九の一並びに五三五の六、五三五の七、五三七の一、五三八の九及び五三八の一〇と一体をなす国有地以外の区域</p>
上野字深廻り	<p>上野字堀五一九の一及び五一九の二と一体をなす国有地の一部、上野字竹原ノ式 五二〇の一、五二〇の二、五二〇の三、五二〇の五、五二一の一から五二一の一四まで、五二二の一、五二二の四から五二二の八まで、五二三の二、五二三の八から五二三の一まで及びこれらと一体をなす国有地、上野字竹原ノ巻 五三八の三から五三八の一二まで及び五三九の一並びに五三五の六、五三五の七、五三七の一、五三八の九及び五三八の一〇と一体をなす国有地、</p>
上野字鳥越	<p>上野字深廻りのうち五六三の一の一部、五六三の三の一部、五六三の二六の一部、五六三の二七の一部及び五六三の二八の一部以外の区域、上野字鳥越五八三の一部、五八六の一部、五八七の一部、五八八の一から五八八の四まで、五八九の一、五八九の二、五八九の三の一部、五八九の四、五九〇の一の一部、五九〇の二、五九五、五九六の一の一部、五九六の二の一部、五九七の一部及び五九八の一部並びに五八三から五八七まで、五八八の一から五八八の四まで、五八九の一、五八九の四、五九五、五九六の一、五九六の二、五九七及び五九八と一体をなす国有地の一部、上野字御崎田六〇九の一部及び六一一の一部並びに六〇九及び六一一と一体をなす国有地の一部並びに上野字原田辺り七三四の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
上野字御崎田	<p>上野字鳥越五八三の一部、五八四、五八五、五八六の一部、五八七の一部、五八九の三の一部、五九〇の一の一部、五九一から五九四まで、五九六の一の一部、五九六の二の一部、五九九、六〇〇及びこれらと一体をなす国有地</p>
上野字宮附	<p>上野字深廻り五六三の一の一部、五六三の三の一部及び五六三の二六から五六三の二八までの一部、上野字鳥越五九七の一部、五九八の一部及びこれらと一体をなす国有地、上野字御崎田のうち六〇九の一部、六一一の一部、六一七の一部、六一八の一部、六一八の二、六一九の一部、六三〇の一部、六三二の一から六三二の三まで、六三三から六三六までの一部、六三八の一部、六三九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上野字原頭ノ式六七八の一部並びに上野字原田辺り七三三の六の一部及び七三四の一部並びに七三三の六、七三四及び七三五の三から七三五の五までと一体をなす国有地の一部</p>

<p>廃止する字の名称</p>	<p>上野字原頭ノ式</p>	<p>上野字植松</p>	<p>上野字原田辺り</p>	<p>上野字原頭ノ壺</p>	
<p>上野字原頭ノ式</p>	<p>上野字植松のうち七五五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>上野字植松のうち七三二の一から七三三の五まで、七三三の五の一部、七三三の六、七三四及びこれらと一体をなす国有地並びに七三二の二、七三三の五、七三三の六及び七三五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>上野字原田辺りのうち七三二の一から七三三の五まで、七三三の五の一部、七三三の六、七三四及びこれらと一体をなす国有地並びに七三二の二、七三三の五、七三三の六及び七三五の三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>上野字御崎田六三〇の一部、六三二の一から六三二の三まで、六三三から六三五までの一部及びこれらと一体をなす国有地、上野字原頭ノ式のうち六七〇の一部、六七一の一部、六七七の一部、六七八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、上野字原頭ノ壺の全域、上野字原田辺り七三二の一から七三二の五まで、七三三の五の一部、七三三の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七三二の二、七三三の五、七三三の六及び七三五の三と一体をなす国有地の一部並びに上野字植松七五五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>の二、六一九の一部、六三五の一部、六三六の一部、六三八の一部、六三九の一部及びこれらと一体をなす国有地、上野字宮附の全域並びに上野字原頭ノ式六七〇の一部、六七一の一部、六七七の一部、六七八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>鳥取県告示第三百八十四号</p>			<p>生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。</p>															
<p>昭和三十五年五月二日</p>	<p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>	<p>鳥取県告示第三百八十五号</p>	<p>生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。</p>															
<p>昭和三十五年五月二日</p>	<p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>指定年月日</th> </tr> <tr> <td>富永眼科医院</td> <td>米子市富士見町二丁目一七二番地</td> <td>昭和五十五年四月十二日</td> </tr> <tr> <td>南家医院</td> <td>境港市渡町一四八〇番地</td> <td>〃</td> </tr> </table>	名称	所在地	指定年月日	富永眼科医院	米子市富士見町二丁目一七二番地	昭和五十五年四月十二日	南家医院	境港市渡町一四八〇番地	〃	<table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>指定年月日</th> </tr> <tr> <td>中山医院</td> <td>鳥取市茶町一〇九番地</td> <td>昭和五十五年四月十六日</td> </tr> </table>	名称	所在地	指定年月日	中山医院	鳥取市茶町一〇九番地	昭和五十五年四月十六日
名称	所在地	指定年月日																
富永眼科医院	米子市富士見町二丁目一七二番地	昭和五十五年四月十二日																
南家医院	境港市渡町一四八〇番地	〃																
名称	所在地	指定年月日																
中山医院	鳥取市茶町一〇九番地	昭和五十五年四月十六日																

鳥取県告示第三百八十六号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
安藤 幸典	鳥国医第二、四六〇号	昭和五十五年四月十八日
阿部 貴吉	鳥国齒第三九〇号	〃

鳥取県告示第三百八十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、溝口町から同町が行う土地改良事業に係る上野地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百八十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字姫路字石ヶ谷八〇五の二から八〇五の五まで(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)、八東町大字妻鹿野字扇ノ仙(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課、郡家町役場及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百八十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字江ナミ谷一三一八の一六七、一三一八の一七
一、一三一八の一七三、一三一八の一七五から一三一八の一七七まで、
一三一八の一八三、一三一八の一八六、一三一八の一八七、一三一八の
一八九、一三一八の一九〇、一三一八の一九三、一三一八の一九四、一
三四一の一(以上十四筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百九十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年五月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字上地字扇ノ山八七八の一、八七八の八(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

三 解除の理由

水源のかん養

林道用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の3第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和55年5月2日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験の種類

(1) 乙種危険物取扱者試験(第4類の危険物に係る試験に限る。以下同じ。)

(2) 丙種危険物取扱者試験

2 試験の日時及び場所

(1) 日時

乙種危険物取扱者試験 昭和55年6月27日 午前10時から
丙種危険物取扱者試験 昭和55年6月27日 午後1時から

(2) 試験の場所

<p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 倉吉市山根529の2 鳥取県福祉文化会館 米子市稚町一丁目160 鳥取県西部総合事務所 米子市富士見町一丁目103の1 鳥取県西部広域行政管理組合消防本部</p>	<p>願書提出の際乙種危険物取扱者免状の写しを添付すること。 5 受験手数料及びその納付方法 (1) 受験手数料 ア 乙種危険物取扱者試験 2,000円 イ 丙種危険物取扱者試験 1,600円 (2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。</p>
<p>3 受験資格 乙種危険物取扱者試験を受けることができる者は、6箇月以上危険物取扱いの実務経験を有する者に限る。 4 受験手続 (1) 受験願書受付期間 昭和55年5月15日から同月30日まで (郵送による場合は、昭和55年5月30日までの消印のあるものは、有効とする。) (2) 提出書類 ア 受験願書 イ 乙種危険物取扱者試験を受験する者は、3の受験資格を有することを証明する書類 ウ 写真 1枚 (受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面からの無帽、かつ、無背景の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの) エ その他 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第55条第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験</p>	<p>6 受験願書等の提出先 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課</p>

昭和五十四年四月十五日第三種郵便物認可 発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県 【定価一冊一箇月十円(送料を含む。)]